

再就職給付金を取り扱う職業紹介事業者の基準

再就職給付金を取り扱う職業紹介事業者は、(1)～(3)のいずれにも該当する者である必要がある。

- (1) 職業安定法第32条の3第1項の有料職業紹介事業者
- (2) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の5第2項第1号口の計画対象被保険者又は同項第2号口の支援書対象被保険者の再就職の実現までを支援するものであること。
- (3) 職業安定局長が定める項目への同意書を、都道府県労働局長あて提出している者